

「清里の森」借地権の権利譲渡（名義変更）について

「清里の森」借地権の権利譲渡（名義変更）について、その手続きを簡単に御説明します。

また、権利譲渡をされる場合には名義書換承諾料（20万円）がかかりますことを御承知おきください。

※ 相続による地位の承継を除き、共有者の変更や親族間での譲渡についても名義書換料が発生します。

文中、「借地人」とは現在の借地人の方を、「譲受人」とは新たに借地人となられる方を意味します。

① **恩賜県有財産借受人名義変更申請書（第1号様式）** を提出していただきます。

借地人→中北林務環境事務所

借地人の方から申請していただきます。

共有名義の申請については、代表の方へ「委任状」を提出していただきます。

添付書類につきましては別添一覧を参考にしてください。

提出部数は1部です。

② 譲受人（新借地人）の方と、面談を行います。

契約書や自然保護協定の内容等を御説明し、理解を得ることを目的としたものです。

遠隔地にお住まいの場合、電話でのヒアリングも対応させていただきます。

親族間での譲渡の場合、ヒアリングを省略することがあります。

③ 書類審査

④ 審査で問題なければ、借地人、譲受人に承認の通知をします

借地人には、承認通知に名義書換承諾料（20万円）の納入通知書を添えてお送りします。

譲受人には、承認通知に土地賃貸借契約書と自然保護協定書（各2部）を添えてお送りし、記名押印の上返送して頂きます。

⑤ 譲受人（新借地人）と契約となります。

名義書換承諾料を借地人（もとの借地人の方）に納付していただいたことが確認できたら、賃貸借契約書及び自然保護協定を譲受人の方と締結いたします。

なお、年度中途での譲渡などの場合、その年度の借地料は当事者間で清算していただくこととなります。

※ 土地又は建物に何らかの登記がある場合は、抹消又は移転等の登記を行っていただくこととなります。

土地 借地権登記、借地権に対する質権登記

建物 所有権登記、抵当権登記 等

※ 一般管理契約について、別途株式会社清里の森管理公社と締結して頂きます。

〒407-0024 山梨県韮崎市本町4丁目2-4

山梨県中北林務環境事務所

県有林課 管理・森林利用担当

電 話：0551-23-3091 F A X：0551-23-3251

清里の森 手続き書類一覧

( 権利譲渡 )

種別		権利譲渡
申請書類	譲渡人が作成	恩賜県有財産借受人名義変更申請書 (第1号様式)
	譲受人が作成	「清里の森」申込書

添付書類		個人から個人	法人から個人	個人から法人	法人から法人
1	譲渡人 印鑑登録証明書	○			
		※共有名義の場合は全員分	※ 法人のもの	※共有名義の場合は全員分	※ 法人のもの
2	委任状	△	×	△	×
		※ 共有名義の場合		※ 共有名義の場合	
3	印鑑登録証明書	○			
		※ 共有名義の場合は全員分 ※ 連帯保証人のも		※ 法人のもの ※ 連帯保証人のも	
4	申込者の資力を証する書類	○			
		※ 給与の源泉徴収票 ※ 所得課税証明書 ※ 確定申告書の写し		※ 決算報告書 (直近2期)	
5	法人税納税証明書	×		△	※ 決算報告書の提出不可の場合 ※ 所得と納税
6	連帯保証書	○			
7	連帯保証人の資力を証する書類	○			
		※ 極度額を上回る所得・預金が確認出来るもの (源泉徴収票・預貯金の残高証明等)			
8	誓約書 (暴力団排除条例)	○			
				※ 役員名簿を添付	
9	住民票謄本	○		×	
		※ 世帯全員のもの			
10	商業登記簿謄本	×		○	
11	会社案内・要覧・概要等	×		○	※ 業務内容が分かるもの
12	支払代表者届出書	△		×	
		※ 共有名義の場合			
13	委任状	△		×	
		※ 共有名義の場合			
14	権利の譲渡に係る契約書の写し	○			
		※ 借地権付き別荘の売買等の契約書 等			
15	権利の譲渡に係る媒介契約書の写し	△			
		※ 不動産業者が媒介した場合			
16	宅地建物取引業者免許証の写し	△			
		※ 不動産業者が媒介した場合			
17	誓約書	△			
		※ 不動産業者が媒介しない場合 (親族・知人間での譲渡等)			

この他にも内容審査に必要な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。